○農林水産省告示第二千百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮城県白石市小原字蝦夷倉一の六、一の一九

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　宮城県白石市福岡蔵本字長峯一一の八、一二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字長峯一一の八・一二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　新潟県南魚沼市小栗山字長表一九六の一、一九六の二、一九七の一、四一一の一、四一一の二、四一一の乙から四一一の庚まで、四一一の庚子、四一一の辛、四一二から四一五まで、四一六の甲、四一六の乙、四一七の一、四一七の丙から四一七の庚まで、四一八から四二〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び南魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年八月二十四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　岡山県岡山市北区御津宇垣字本林八六四、八六七の第二、八六八の第二、九六一、九六二の第二、字見谷八六五、字細尾八九三から八九五まで、九六〇、字坪木九五五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年八月二十四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　境谷川

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県長岡郡大豊町西峰

字向イ屋敷　八三番一　一号

八五番　二号及び三号

字上向イ屋敷　一〇〇番二　四号

三八六九番　五号

一一二番二　六号

一一五番三　七号及び八号

一一八番三　九号

字タカンホウ　一二五番一　十号

高知県長岡郡大豊町柚木

字柚谷東　一四七一番　十一号

一四六二番五　十二号

字高方谷　八七六番　十三号

八七七番　十四号

八八二番　十五号

九一六番一　十六号

九一四番　十七号及び十八号

九二〇番一　十九号

ロ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県長岡郡大豊町柚木

字高方谷　八七四番から八七六番まで

一四七九番二及び一四七八番三

一四六二番五

一四六二番七

字柚谷　八七三番

一四六八番

一四六九番から一四七一番まで

字柚谷東　一五〇四番及び一五〇四番五

字高山　一五〇四番四七

一五〇四番四九から一五〇四番五二まで

一五〇四番六〇

一五〇四番二八四

高知県長岡郡大豊町西峰

字野岸　一三六番一から一三六番六まで

三八七五番一及び三八七五番二

三八七六番一から三八七六番三まで

三八七七番一から三八七七番六まで

三八七八番一から三八七八番三まで

三八七九番一から三八七九番五まで

字石休場　四〇三四番一及び四〇三四番二

四〇三四番四

四〇三五番

四〇三六番一から四〇三六番三まで

字ウスノコヤ　四〇三六番五

四〇三六番七及び四〇三六番八

四〇三七番一及び四〇三七番二

四〇三八番及び四〇三九番

四〇四〇番一から四〇四〇番四まで

字テングヅカ　四〇四二番四及び四〇四二番五

四〇四二番一三及び四〇四二番一四

四〇四二番一六及び四〇四二番一七

四〇四二番二一